

○文部科学省告示第三百三十八号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年文部科学省令第二十一号）の施行に伴い、並びに学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第三百三十八号）の全部を次のように改正する。

令和七年十二月八日

文部科学大臣 松本 洋平

専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準

第一条 専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 修業年限が四年以上であること。

二 全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。

三 体系的に教育課程が編成されていること。

四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三百三十二条の二第二項に規定する評価（次条第四号において「第三者評価」という。）を行い、その結果を公表していること。

第二条 専修学校の専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 次のイからハまでに掲げる専修学校の専攻科の区分に応じ、当該イからハまでに定める特定専門課程（学校教育法第二百五条の二第一項に規定する特定専門課程をいい、当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程に限る。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していること。

イ 保健師又は助産師の養成を行う専攻科 看護師の養成を行う特定専門課程

ロ 自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第二条に規定する一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士又は一級二輪自動車整備士の養成を行う専攻科 同条に規定する二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の養成を行う特定専門課程

ハ あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）別表第二専門基礎分野の項第三号に規定する厚生労働大臣の指定したあん摩マツサージ指圧はりきゅう教員養成機関に係る専攻科 あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成を行う特定専門課程

二 当該専攻科の修業年限の年数と当該特定専門課程の修業年限の年数とを合算した年数が四年以上であること。

三 当該専攻科の単位数と当該特定専門課程の単位数とを合算した単位数が百二十四単位以上であること。

四 第三者評価を行い、その結果を公表していること。

附 則

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定は、この告示の施行の日以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、この告示の施行の日前に専修学校の専門課程に入学した者については、なお従前の例による。